特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案 (平成二十六年政令第三百三十六号) 新旧対照条文

改 正

後

第 行政機関から除か れる機関

生本部、 進本部、 部 戦略本部、 地活性化本部、 球温暖化対策推進本部、 は、 の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除 公安審査委員会、 ンザ等対策推進会議、 コロナウイルス感染症対策本部、 条 健 康 • 都市再生本部、 特定秘密の保護に関する法律 ギャンブル等依存症対策推進本部、 サイバーセキュリティ戦略本部、 カジノ管理委員会、 総合特別区域推進本部、 医療戦略推 中小企業庁 道州制特別区域推進本部、 国税庁、 構造改革特別区域推進本部、 進本部、 人事院、 地域再生本部、 観光庁、 スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野 デジタル庁、 宮内庁、 水循環政策本部、 国際博覧会推進本部、 運輸安全委員会及び会計検査院とす 原子力防災会議、 (以下「法」という。) 附則第三条 公正取引委員会、 郵政民営化推進本部 公害等調整委員会、 特定複合観光施設区域整備推 総合海洋政策本部、 アイヌ政策推進本部 まち・ひと・しごと創 知的財産戦 国土強靱化推進本 新型インフルエ 個人情報保護 略本部、 かれる機関 検察庁、 宇宙開 中心市街 新型 発 地

.行政機関から除かれる機関

現

行

(傍線部分は改正部分)

第 員会、 ザ等対策推進会議、 生本部、 は、 本部、 戦略本部、 地活性化本部、 一条 る。 安審查委員会、 部、 球温暖化対策推進本部、 ロナウイルス感染症対策本部、 東京パラリンピック競技大会推進本部、 の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除 健康・医療戦略推進本部、 都市再生本部、 カジノ管理委員会、デジタル庁、 ギャンブル等依存症対策推進本部、 特定秘密の保護に関する法律(以下「法」という。 サイバーセキュリティ戦略本部、 総合特別区域推進本部、 中小企業庁、 道州制特別区域推進本部、 国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁 人事院、 構造改革特別区域推進本部、 地域再生本部、 観光庁、 宮内庁、公正取引委員会、 国際博覧会推進本部、 水循環政策本部、 運輸安全委員会及び会計検査院とす 原子力防災会議、 公害等調整委員会、検察庁、 特定複合観光施設区域整備推進 郵政民営化推進本部 アイヌ政策推進本部、 総合海洋政策本部、 東京オリンピック競技大会・ まち・ 知的財 新型インフルエン 国土強靱化推進 個人情報保護委 ひと・ 産)附則 戦略 カゝ 宇宙開發 中心市等 しごと創 本部、 れる機関 新型 第三条 公 本 発 街 地